

令和3年度決算に基づく風間浦村の健全化判断比率

令和3年度決算に基づく風間浦村の健全化判断比率は、下表のとおりであり、いずれも早期健全化基準を下回りました。ただし、村の財政状況が厳しいことには変わりはなく、引き続き行財政改革を進めていくことが必要です。

■健全化判断比率

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
令和3年度決算	—	—	13.0	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

※実質赤字、連結実質赤字とならなかったため「—(該当なし)」で表示しています。

■資金不足比率

(単位：%)

	⑤資金不足比率
簡易水道事業特別会計	— (資金不足なし)
経営健全化基準	20.0

■用語の解説

①実質赤字比率

- 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。この比率が15.0%以上で財政健全化団体になり、20.0%以上で財政再生団体となります。

②連結実質赤字比率

- 全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。この比率が20.0%以上で財政健全化団体になり、30.0%以上で財政再生団体となります。

③実質公債費比率

- 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。

この比率が25.0%以上になると財政健全化団体となり、一部の地方債の発行が制限され、35.0%以上になると財政再生団体となり、多くの地方債の発行が制限されます。

④将来負担比率

- 地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。この比率が350.0%以上で財政健全化団体となります。

⑤資金不足比率

- 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。20.0%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

標準財政規模

- 自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度もっているのかを表す指標で、普通交付税と地方税が主なものです。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。